

ホテル立山 「立山満喫滞在プラン」・「乗車券付スタンダードプラン」、
弥陀ヶ原ホテル「雲上の高原リゾート ログ スイブ ラン エコ旅」・「乗車券付スタンダードプラン」 旅行商品 条件書

●適用範囲

当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この条件書の定めるところによります。この条件書に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

●旅行契約の内容

当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行行程に従って、旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

●契約の成立時期

募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

●契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。

ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

●旅行者の解除権

旅行者は、いつでも募集型企画旅行契約を解除することができます。

旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前^①に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

①当社によって契約内容が変更されたとき。

②旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

●当社の解除権等—旅行開始前の解除

当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前^①に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

①旅行者が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

②旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

●当社の解除権等—旅行開始後の解除

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。

①旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であっても、旅行の継続が不可能となったとき。

当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がこれまで提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

●旅程管理

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。

①旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

●保護措置

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

●当社の責任

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

当社の責任となる場所は下記の場所のみとなります。

- ・立山黒部アルペンルート内（立山駅～扇沢駅間）各乗り物の乗車改札時から下車改札時まで。（黒部湖遊覧船ガルベは除く）
- ・ホテル立山旅行商品 ホテル立山施設内及び敷地内
- ・弥陀ヶ原ホテル旅行商品 弥陀ヶ原ホテル施設内及び敷地内

●旅行者の責任

旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

取消料

旅行開始日の10～2日前に解除する場合	旅行代金の10%
旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の20%
旅行開始当日に解除する場合	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

払い戻し

立山駅または扇沢駅で乗車券と引換え後のお客様のご都合による変更・払い戻しは一切できません。但し、自然災害並びに当社線のご都合による乗り物不通時は当社規定に準じ、旅行代金の一部を返金します。折返し駅窓口へきっぷうりばにて不乗証明をお受けただき、「立山貴光ターミナル棟」本社営業所宛へご郵送ください（住所下記）。その他

立山黒部アルペンルート（立山駅～扇沢駅間）内の他館への前後泊はできません。万が一前後泊された場合、上記「●当社の責任」欄に記載の場所も含め一切補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。その他の事項については、当社旅行業約款に準じます。個人情報

申し込みの際にご提出いただいた申込書などに記載された個人情報について、個人情報保護法に基づき適切に管理し、提供するサービスのために必要な範囲内、ならびに統計資料作成、当社サービスの提供、アンケートのお願いなどに利用させていただきます。

〔旅行企画実施〕	富山県知事登録旅行業第2-88 〒930-0849 富山市稲荷園町2-34	立山黒部貴光株式会社立山黒部稲荷岡町営業所 国内旅行業務取扱管理者 佐々木 健治
----------	--	---

〔立山黒部貴光株式会社代理業〕	富山県知事登録旅行業者代理業第22号 〒930-8558 富山市桜町1-1-36	立山貴光ターミナル株式会社本社営業所 国内旅行業務取扱管理者 赤倉 有紀
-----------------	---	---